

憲法記念日を迎えるにあたっての会長談話

本日、日本国憲法が施行されて79年目の憲法記念日を迎えました。

明治憲法下における全体主義体制から先の大戦に突き進み、多数の犠牲者を出したことへの深い反省から、日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権を定めています。

そして、日本国憲法は、最大の人権侵害である戦争を放棄する恒久平和主義を採用し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利、すなわち平和的生存権を有することを前文で確認しています。この憲法の理念は不断の努力により、実現されるべきものです。

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻、ガザ地区におけるイスラエルとイスラム組織ハマスによる戦闘状態は、様々な動きはあるも、完全な停戦に至っておらず、未だ多くの市民が犠牲となっています。

また、アメリカ合衆国によるイランイスラム共和国に対する大規模な軍事行動は、国連憲章および国際法に反する先制攻撃に該当する可能性が高い行為です。アメリカの軍事行動およびこれに対するイランの報復攻撃等により、原油価格の高騰や世界貿易への支障が生じています。戦禍の拡大は、当事国のみならず、世界中の市民、とりわけ貧困層へ影響し、生存を困難にする虞れが生じています。

当会は、平和的生存権を保障する憲法の理念に従い、日本政府に対し、改めて平和的手段による最大限の外交努力を行うことを求めます。

基本的人権の擁護と社会正義を実現することを使命とする弁護士によって組織される当会は、人権の救済に努力し、憲法の基本原理を実現するための提言や実践に真摯に取り組むことを憲法記念日において改めて決意いたします。

2026年（令和8年）5月3日

茨城県弁護士会

会長 鈴木 健 秀